



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会 副会長

尾崎 光三

渡邊敬介日本弁理士会会長のもとで、副会長を務めております尾崎光三でございます。本年度事業計画「広めよう、知財の輪」における4つの重点政策：(1) 知的創造サイクルの活性化と弁理士の業務環境の改善、(2) 会員にとって有益な施策の充実、(3) 中小企業への知財支援と知財の普及活動の強化（「知財広め隊」運動等）、(4) 日本弁理士会の組織の改革の推進に向けて有機的に働くような担当組織の活動を目指して、平成29年4月以来、会務活動に当ってまいりました。そうした会務活動の視点から、担当組織の活動状況を紙面の許す範囲に絞らせて頂きながら、以下に報告いたします。

【企業弁理士知財委員会】

当委員会では、企業内弁理士が、企業内弁理士であるために求められる知識、能力、心構え、に関し、事務所所属弁理士等には気付難い視点から、検討し、検討成果を公表して、これを企業内弁理士と事務所所属弁理士の双方に還元することで、企業内弁理士のスキルアップに繋げるばかりではなく、事務所所属弁理士等による検討成果の活用展開も図っています。

昨年度実施済みの企業内弁理士の社内業務に関する実態調査の分析結果を踏まえながら、本年度は、企業経営者に対するヒヤリングにより、企業内弁理士に現に課せられている役割、現時点で期待される役割、将来的に期待される役割等に関し、企業経営者の視点からの見解を拝聴・収集することで、企業内弁理士による知財業務と経営との係り合いを探ることに挑んでいます。これにより、諮問事項の「知財戦略を企業戦略の中に浸透させることで、企業内弁理士の経営的活動

基盤の強化に繋げる方策に関する調査研究」に対する答申への一歩を踏み出すことが期待されます。

企業内弁理士の経営的活動基盤を強めることが、事務所所属弁理士を含め、弁理士全体の業務の質的、量的増強、延いては、知財制度の産業貢献度の向上に繋がるものと信じて止みません。こうした思いを共有する企業内弁理士55名を擁する些か大所帯の当委員会が人気を博し、経営的活動基盤の強化に繋がる広範囲のスキルアップを目指して、切磋琢磨の機会を創り出しています。将来の知財制度を担う若手弁理士の育成に適う道場としての賑わいを見守って頂きたいところであります。

【中央知的財産研究所】

当研究所では、実務家の弁理士である内部研究員が、大学教授等の学者、裁判所・特許庁出身者、弁護士等の外部研究員と共同で知財関連テーマに関する学術的な研究を行う点では、大変にユニークな研究活動形態が採用されています。現在、「新商標制度の総合的検討」「損害賠償論」「知的財産権訴訟における証拠」の3テーマが研究終了に至り、「特許クレーム解釈と記載要件」が研究継続中であり、本年度、新テーマとして「周知著名商標の保護」「イノベーション推進に向けた特許の保護対象の研究」が追加されました。

採用された研究テーマに係る研究成果が、オリジナリティを有する学術論文である点で、当研究所が果たす知財界への多大な質的貢献を自負しています。

研究成果の公表は、主として、別冊パテント誌に掲載して行う他、一般向け公開フォーラムによる講演と会員向け研究発表会による講演が、毎年一回、実施さ

れています。本年度の諮問事項には、研究成果の開示の仕方の多様化が挙げられており、例えば、日本知財学会に対する企画セッションの提供や内部研究員のための研究成果発表の場の増設等が、検討に値するものと考えられます。

別冊パテントの編集業務を確実に実施するためには、執筆者、査読者、編集責任者、研究所事務局、外部編集者の役割分担と原稿の変遷・移動を管理するための編集マネジメントシステムの見直しと、その健全稼働実績の積み上げが不可欠であり、これらが、本年度の業務上の最大の課題に位置づけられています。

本年度の役員会事業計画によるところの、中長期的課題に関する諮問の管理等を支援するためのシンクタンクの組織作りの一翼を担うため、新たな研究部会の設置が検討されています。

【ADR 推進機構】

日本知的財産仲裁センターは、日本弁理士会と日本弁護士連合会とにより、共同運営される民間紛争解決手続（ADR (Alternative Dispute Resolution)）の業務を行う団体として法務省より認可を受けた団体であり、19年間に亘り稼働し、現在、東京本部のほか、全国2か所の支部、5箇所支所を備えて、全国展開を図りながら、知的財産を対象とする相談、調停、仲裁、センター判定（技術標準規格に係る必須判定を含む）、事業適合性判定等のADR業務を行っています。

同センターは、設立母体の1つである日本弁理士会における支援組織としてのADR推進機構と、設立母体の他の1つである日本弁護士連合会における支援組織としてのBU(Back up)委員会との双方から一部の委員が送り込まれ、折半的な役割配分のもとで、同センターの役員・運営委員を務めます。

案件処理実績に関しては、技術標準規格に係る必須判定以外は、残念ながら、些か低迷傾向にあると言わざるを得ません。

そこで、大所帯の両支援組織の行動力・動員力を活用することで、例えば、広告代理店を活用する広報事業も試みられています。こうした広報事業により、当センターの利用促進を通じて、ADRサービスの普及

を図ることが、火急の課題となっています。

【知的財産支援センター】

当センターは、学校教育支援事業、地方自治体との支援協定による研修支援、地方6支部による中小企業向け知財セミナーの開催支援、工業所有権情報・研修館による全都道府県展開の知財総合支援窓口事業に対する連携支援等の全国展開の支援活動における支部の活動を統率する役割を担っており、日本弁理士会による社会貢献活動の司令塔的存在であると言えます。本年度の知財総合支援窓口事業でも、47都道府県ごとに4名（合計188名）の配置専門家（弁理士）の公募と支部単位の選別調整を行いました。

全国の支部長、正副会長等を一堂に会して支部活動の改善を論議する恒例の支部サミットを本年度は、広島で開催しました。そこでは、関東、近畿、東海の3大支部とそれ以外の北海道、東北、北陸、中国、四国、九州の各支部との間の会員数や地理的環境の相違を織り込んだ支部運営の自治の在り方も、関心事の1つになっています。

【関東支部】

当支部は、全会員約11,200名中の約7,500名（約67%）を擁し、日本弁理士会における最大規模の組織であり、内外会務活動量も最大であると言えます。

その観点から、日本弁理士会の対外活動における存在感を支えているものと自負しています。知的財産支援センターが全国レベルの社会貢献事業に傾注していく経緯の中で、当支部は、同センターにより、関東地区に限って行われていた支援事業の専らの受け皿として発足した経緯もあることから、同センターと共通する知財教育支援事業、研修事業等を実施する中で、近年は、学校授業現場への知財出張授業が急成長を見せています。

支部内1都7県の各都県委員会単位の例会、研修会等により、都県委員会活動の活性化を進めることで、支部全体の活動の増強を図っています。半面、活動の増強に伴う支部活動における各種ルールの見直しへの啓発が現支部長より提唱されています。当支部の対外活動を、より効果的に日本弁理士会の対外活動におけ

る存在感の増強に繋げる視点から、本年度、関東支部と役員会との間の連絡会議を2回/年を目途に定期的
に開催することで、支部・役員会間の会務活動の整合性を高めています。

【その他】

過去に、委員会委員として携わった会務活動では、「より良い成果を追い求めて」、それなりに懸命に活動

していたつもりではありましたが、そこには、「全会員からの会費を使っているのだから、全会員に対し、成果を還元しなければならない」点の得心からは、遠ざかっていた感を深くします。「より良い成果を追い求めて」は、往々にして、「より良い自己満足を追い求めて」に陥ることに気付かされました。